

「ひょうご障害者ハート購入企業」認定制度の創設

【背景】県では、障害福祉施設等を利用する障害者が地域でより自立した生活を営めるよう、「兵庫県工賃向上計画」に基づき、県平均の障害者工賃を月額 15,000 円(24 年度実績：12,754 円)に引き上げることを目標に掲げて支援に取り組んでいます。

障害者の工賃・生活の質の向上を実現するためには、企業の皆様の一層の支援が必要です。

兵庫県では、県内の障害福祉施設等から年 100 万円を超える物品及び役務を調達した法定雇用率を充たす企業を、知事が「ひょうご障害者ハート購入企業」に認定し、県が発注する建設工事並びに物品及び役務の契約相手を選定する際に優遇する制度を創設しました。

♥ 企業の皆様の一層の取組（ひょうご障害者ハート購入企業の認定取得）に期待しています。

認定取得のメリット

県の物品及び役務の調達(最高額 500 万円)の契約相手の選定の際に優先的に取扱います。

(1) 区分 1 (受注機会が拡大します。)

・県内事業所等から年間 100 万円を超える物品等を調達し、認定された企業の場合	
指名競争入札	指名業者に、必ず「ひょうご障害者ハート購入企業」等を 1 者又は複数追加し、契約相手を選定します。
少額随意契約 (Ex. 印刷 250 万円)	見積りを徴する相手方に、必ず「ひょうご障害者ハート購入企業」等を 1 者又は複数追加し、契約相手を選定します。

(2) 区分 2 (受注可能性が高くなります。(県が相手を特定して契約可能))

・県内事業所等から年間 500 万円を超える物品等を調達し、認定された企業の場合	
少額随意契約 (Ex. 印刷 250 万円)	特定の「ひょうご障害者ハート購入企業(多額購入企業)」と契約できます。
上記を超える 随意契約	1 会計年度で 1 回に限り、特定の「ひょうご障害者ハート購入企業(多額購入企業)」と契約できます。

県発注の建設工事等の入札・契約制度(入札参加者の資格格付等)において優遇します。

- (1) 建設工事関係 **技術・社会貢献評価を行い加点(8点)**
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務関係 **技術・社会貢献評価を行い加点(1点)**

(関連ホームページ) http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd38/wd38_00000018.html

認定を受けるためには

上記(認定取得のメリット) 関係

- (1) 申請の受付は、毎年度 2 回(9 月上旬と 2 月上旬)行います。
- (2) 受付案内は、制度紹介・受付ホームページに掲載(各受付時期の直前)等します。
- (3) 申請日が属する月の前々月までの 1 年間(「申請前年 8 月～申請年 7 月」又は「申請前年 1 月～申請前年 12 月」)に、県内の障害福祉施設等から物品及び役務を 100 万円を超えて購入等している等(取扱方針に掲げる要件)が必要です。

上記(認定取得のメリット) (建設関連企業) 関係

- (1) 申請の受付は、毎年度 1 回(4 月上旬)行います。受付案内は、上記(2)と同じです。
- (2) 各年度に県内の障害福祉施設等から物品及び役務を 100 万円を超えて購入等している等(「ひょうご障害者ハート購入企業(建設関係企業)認定要領」に掲げる要件)が必要です。(制度紹介・受付ホームページ) <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/shuroushien/youusenhatyuu.html>

【H25 年 9 月新着情報】授産商品販売サイト「+ NUKUMORI(ぶらすぬくもり)」を活用し、従業員の方の授産商品の注文を取りまとめて、企業名で購入(企業(内部組織で可)として会員登録して購入(名称及び住所は当該企業のものとする。)された場合、「ひょうご障害者ハート購入企業」の認定要件(100 万円超購入)としてカウントできます。

<http://www.nukumori-hyogo.com/> 「+ NUKUMORI」で検索して下さい。

制度に関するQ & A

Q 1 : 認定の申請時期は、いつですか？

A 1 : 県の物品及び役務の調達関係の申請受付は、年に2回行います。初回の申請受付は、平成25年9月上旬で、第2回目は平成26年2月上旬です。

建設工事関係は、年1回行います。初回の申請受付は、平成26年4月に行います(平成25年度中の取組を平成26年4月に審査し、要件を満たす企業を認定します。)

Q 2 : 認定を受けようと考えていますが、申請までに何をしておけば良いですか？

A 2 : 県の物品及び役務の調達関係では、初回の平成25年9月申請の場合は「平成24年8月～平成25年7月」、平成26年2月申請の場合は「平成25年1月～平成25年12月」の、各々1年間の県内障害福祉施設等からの物品及び役務の購入等の実績を評価し、認定することになります。

建設工事関係では、初回の平成26年4月申請の場合は「平成25年4月～平成26年3月」の1年間の県内障害福祉施設等からの物品及び役務の購入等の実績を評価し、認定することになります。

よって、これら認定の際に評価する期間に100万円を超える実績があがるよう、県内障害福祉施設からの物品及び役務の購入等に組み込んで頂くことが必要になります。

Q 3 : 申請受付の内容は、どのように把握すれば良いのですか？

A 3 : 受付時期の直前に、制度紹介・受付ホームページに受付期間や受付窓口等を掲示します。このホームページの受付案内に従って、受付期間内に申請をして下さい。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/shuroushien/yuusenhatyuu.html>



Q 4 : 県内の障害福祉施設等で何が購入できるか等の情報を知りたいのですが。

A 4 : 名刺の作成、挨拶状・パンフレット・報告書等の印刷、ラベル貼り・封入・DM発送、記念品(菓子、マグカップ等)、施設清掃、除草、電算データ入力等が購入等できます。

上記A3に記載したホームページに参考資料としてリストを掲載(随時更新)しています。また、企業の皆様への直近の情報提供や、購入に関する相談・支援について、県が次の法人に委託(支援窓口)しています。お気軽に御相談ください。

支援窓口 : NPO 法人兵庫セルフセンター 078-414-7311



(参考) 国の障害者の働く場に対する発注促進税制

ア 事業所等に対する発注を前年度より増加させた企業に対して、当該企業が有する固定資産の割増償却(法人税の軽減)を認める制度

イ 割増償却される限度額は前年度からの発注増加額(普通償却限度額の30%を限度)

「償却限度額」=「普通償却限度額」+「前年度からの発注増加額」

(ホームページアドレス) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/shurou.html>